

## 岡崎市高度先端産業立地奨励金交付要綱

施行 令和3年4月1日

(通則)

第1条 岡崎市高度先端産業立地奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この要綱は、市内で工場又は研究所（以下「工場等」という。）を新設又は増設して高度先端産業分野の製造業等を営む者に対し予算の範囲内において奨励金を交付することにより、本市の産業構造の高度化及び地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる製造業及びソフトウェア業に分類される産業をいう。
- (2) 工場 製造業等の用に供する施設をいう。
- (3) 研究所 産業分類に掲げる製造業に係る研究又は開発の用に供する施設をいう。
- (4) 高度先端産業分野 次に掲げる分野をいう。
  - ア 航空宇宙関連分野
  - イ 環境・新エネルギー関連分野
  - ウ 健康長寿関連分野
  - エ 情報通信関連分野
  - オ 先端素材関連分野
  - カ ナノテクノロジー関連分野
  - キ バイオテクノロジー関連分野
  - ク その他市長が認める高度先端的な技術分野
- (5) 企業 営利目的をもって事業を営む法人（国又は地方公共団体が経営する企業は除く。）をいう。
- (6) 新設 次に掲げるいずれかに該当することをいう。
  - ア 新たに土地（既存の工場等の敷地に隣接していない土地をいう。）を取得又は賃借（既に取得又は賃借している土地の初めての利用を含む。）し、工場等を建設すること。（新規立地）
  - イ 既に事業を行っている敷地内又は新たに取得若しくは賃借した隣接地（既に取得又は賃借している未利用である隣接地を含む。）に新たな工場等を建設すること。（新設）

- (7) 増設 次に掲げるいずれかに該当することをいう。
- ア 自ら所有又は賃借する既存の工場等を増築すること。(増設)
  - イ 自ら所有又は賃借する工場等において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。(設備一新)
- (8) 事業所 単一の経営主体のもと、一区画の土地を占めて人及び機械及び装置を有して経済活動が継続的に行われている場所的単位をいう。
- (9) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。
- (10) 固定資産取得費用 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産(土地を除く。)の取得に要する費用のうち、次の各号の条件を満たす費用の合計額をいう。
- ア 工場等の新設又は増設の工事に要する経費のうち専ら生産、研究又は開発の用に供する部分の建設に要する費用
  - イ 生産、研究又は開発の用に供する償却資産の購入に要する費用
- (11) 常用雇用者 工場等を主たる勤務地とし、労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定に基づく解雇の予告を必要とする者
- (12) 企業グループ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「財務諸表等規則」という。)で定められている連結会社、非連結子会社及び関連会社をいう。
- (13) 操業 第8条に規定する事業認定申請書に基づき、工場等において事業活動を行うことをいう。

(奨励金の交付対象者)

第4条 奨励金の交付対象となる者は、高度先端産業分野の事業の用に供する工場を市内に新設若しくは増設する企業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には対象とならない。

- (1) 過去に奨励金及び愛知県21世紀高度先端産業立地補助金(以下「県補助金」という。)の交付を受けたことがある同一の事業所における同一事業(以下「同一事業」という。)
- (2) 岡崎市暴力団排除条例(平成23年岡崎市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下この号において「暴力団関係者」という。)又は役員に暴力団関係者がいる者

(奨励金の対象とする経費)

第5条 奨励金の対象とする経費(以下「対象経費」という。)は、当該工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用とする。ただし、消費税相当額を除く。

(交付の要件等)

第6条 奨励金を交付するに当たっては、次の各号のいずれかに該当することを要件と

する。

(1) 高度先端産業分野の事業に供する工場を新設又は増設する中小企業者(以下「立地企業」という。)で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。

ア 当該工場の新設又は増設に伴う立地企業の固定資産取得費用が2億円以上であること。

イ 原則として、当該工場の新設又は増設に伴い立地企業が新たに雇用する常用雇用者数が5人以上であること。

(2) 高度先端産業分野の事業に供する研究所を新設又は増設する企業にあっては、当該研究所の新設又は増設に伴う固定資産取得費用が5億円以上(中小企業者にあっては2億円以上)であること。

(奨励金の額)

第7条 奨励金の額は、対象経費の100分の10(立地企業が自ら所有又は賃借する工場等において、事業の用に供する機械及び装置を一新する場合は100分の5)に相当する額以内とし、当該額が10億円を超えるときは、10億円とする。

2 奨励金の額は、前項の規定により算定する場合において、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 過去に奨励金及び県補助金の対象となった工場等がある企業グループの事業所の敷地内に当該企業グループの企業(自社も含む)が工場等を新設又は増設する場合の当該企業グループあたりの奨励金の総額は10億円を限度とする。ただし、財務諸表等規則で定められている持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額に算入する。

(認定の申請)

第8条 奨励金の交付を受けようとする者は、事業認定申請書(様式第1号)を当該工場等の新設又は増設に係る工事に着手する日(工場等の建物を新たに賃借する場合は、その契約を締結する日)の30日前までに市長に提出し、その認定を受けなければならない。

(事業の認定)

第9条 市長は、前条の事業認定申請書が提出されたときは、審査を行い認定するものとする。

2 市長は、事業を認定する場合において、奨励金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、当該認定に必要な条件を付すことができる。

(認定の通知)

第10条 市長は前条第1項の規定に基づき事業を認定したとき又は事業に認定することが不相当であると認められるときは、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(認定事業内容の変更等)

第11条 第9条第1項の規定に基づき事業の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、奨励金の交付申請をするまでの間に、認定事業の内容について変更(軽微な事項を除く。)が生じるときは、あらかじめ事業認定変更届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、次のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに事業認定中止・廃止届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 認定事業を中止又は廃止するとき。
- (2) 第6条各号に定める要件を満たさなくなるとき。

（操業開始の期日等）

第12条 認定事業者は、第8条の規定による事業認定申請書を提出した日から3年以内に認定事業に係る工場等の操業を開始しなければならない。

2 認定事業者は、認定事業に係る工場等の操業が開始されたときは、速やかに事業操業開始届出書（様式第4号）を提出しなければならない。

（認定の取消し）

第13条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する奨励金の交付対象者でないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により事業の認定を受けたとき。
- (3) 第9条第2項の規定により認定に付した条件に違反したとき。
- (4) 前条第1項に規定する期日までに補助事業に係る工場等の操業を開始しなかったとき。

（地位承継）

第14条 合併、分割、相続その他の理由により、認定事業者の地位を承継した者は、速やかにその事実を証する書面を添えて事業認定承継申請書（様式第5号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき承認する場合において、事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（操業継続期間）

第15条 認定事業者は、当該工場等の操業を操業開始の日から5年間継続しなければならない。

（交付の申請及び実績報告）

第16条 奨励金の交付を受けようとする認定事業者は、奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第6号）を当該工場等の操業を開始した日から1年以内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認め、別に定める日までに提出するときはこの限りではない。

（交付の決定）

第17条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容が適正と認められるものについて奨励金の交付決定を行い、申請者に対し通知するものとする。

（奨励金の額の確定）

第18条 市長は、第16条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び調査を行い、認定事業の実施結果が奨励金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき奨励金の額を確定し、認定事業者に通知するものとする。

(奨励金の交付等)

第 19 条 奨励金は、認定事業完了後に交付するものとする。

2 認定事業者は、前条の規定により奨励金の額の確定通知を受けたときは、奨励金交付請求書を市長に提出するものとする。

3 市長は、奨励金の交付に当たり、5億円を超える場合は3年間、2億円を超える場合は2年間に分割して交付することができる。

4 前項の規定により奨励金を分割して交付する期間内において、当該工場等の操業が中止又は廃止されたときは、市長は、以後の奨励金の交付を行わないものとする。

(調査等)

第 20 条 市長は、認定事業者に対し、必要な事項について調査し、又は報告を求めることができる。

(決定の取消し等)

第 21 条 市長は、奨励金を受ける認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第6条に規定する要件を満たさないと認められるとき。

(3) 県又は市が定める奨励金の交付に係る条例又は要綱等に違反したとき。

(4) 第15条で定める期間内に当該工場等の操業を休止又は廃止したとき。

2 認定事業者は、当該工場等が前項各号に該当すると認められるときは、市長にその旨を報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、期限を定めて、当該取消しに係る額の返還を命じることができる。

(財産の処分制限)

第 22 条 認定事業者は、奨励金の対象として取得した財産について、5年を経過するまでの期間、市長の承認を受けずに奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(実施細目)

第 23 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年10月3日から施行する。

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、本要綱に基づき事業認定の申請を行ったのち平成29年3月31日までに操業を開始し、奨励金の交付の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡崎市高度先端産業立地奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に第8条に規定する対象事業の認定申請を行った者について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡崎市高度先端産業立地奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に第7条に規定する認定申請を行った者について適用する。
- 3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、本要綱に基づき事業認定の申請を行ったのち令和9年3月31日までに操業を開始し、奨励金の交付の決定を受けたものについては、なお従前の例による。